

障害者移動支援事業所

代表者 各位

横浜市健康福祉局障害福祉課長

横浜市障害者移動支援事業（通学通所支援）の報酬改定について（通知）

日頃から、本市障害者福祉行政にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

横浜市障害者移動支援事業の通学通所支援については、同一時間帯にサービスが集中し担い手の確保が難しい、移動介護に比べ報酬単価が安いなどの理由から実施を見合わせているという声を受け、課題の検討を行ってきました。そこで、平成31年度から通学通所支援の報酬改定を予定しています。（議会で議決されることを停止条件としています）

つきましては、下記についてご確認のうえ、利用者への説明等、適宜ご対応いただきたくお願いいたします。

併せて、これまで実施を見合わせていた事業所におかれましても、通学通所支援へのサービス提供についてご検討いただき、ぜひ登録をお願いいたします。

1 平成31年度からの通学通所支援の報酬改定内容について

平成31年4月サービス提供分から、通学通所支援の報酬を移動介護と同額に引き上げます。

※詳細については同封の「サービスコード・単位数一覧表」をご参照ください。変更されるのは通学通所支援（乗降介助、自立支援加算を除く）の単位数のみであり、単位単価（10.96円）に変更はありません。

※新しいサービスコード・単位数一覧表は、4月から下記ページよりダウンロードできます。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shogai/gaishutsu/shien/haken.html>

2 利用者への説明等について

今回の改定により、利用者によっては自己負担額が増えることとなりますので、その旨ご説明をお願いいたします。また、必要に応じて重要事項説明書等に修正の必要がないかご確認をお願いいたします。

裏面あり

3 報酬以外の利用者負担について

移動支援事業においては、事業所が設定した通常の実施地域以外の場所でサービスを開始または終了した場合、ヘルパー派遣の交通費実費を利用者に求めることができますが、必ず事前に重要事項説明書等で利用者の合意を得ることが必要です。

また、実施地域外へのヘルパー派遣の交通費実費や、サービス中のヘルパーの交通費、入場料、使用料等以外に、移動支援事業のサービスと明確に区分されない部分について、利用者から報酬とは別に料金を徴収することは認められませんので、ご注意ください。

なお、この取扱いについては、移動介護、通学通所支援ともに同様の取扱いとなります。

【担当】横浜市健康福祉局障害福祉課
移動支援係 福山・近藤・宮本
T E L 045-671-2401
F A X 045-671-3566